

最終更新日：平成 30 年 2 月 19 日
 株式会社ファイバーゲート
 代表取締役社長 猪又 將哲
 問い合わせ先：経営管理本部
 上級執行役員 野村 富士彦
 〒011-204-6121（代表）
<http://www.fibergate.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりであります。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主を始めとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティ（説明責任）を果たしてまいります。また、株主をはじめとする幅広いステークホルダーに対して適時かつ適切に情報開示を行うとともに、健全で透明性の高い経営体制の構築・整備に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を全て実施しております。

2. 基本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
猪又 將哲	1,965,000	43.43
株式会社MI コーポレーション	1,315,000	29.06
松本 泰三	510,000	11.27
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	152,500	3.37
大塚 和彦	100,000	2.21
水野 克也	50,000	1.10
ファイバーゲート従業員持株会	32,500	0.72

支配株主名	猪又 將哲
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補則説明

大株主の状況は平成 29 年 12 月 15 日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京証券取引所 マザーズ市場
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	115
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	2社

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である猪又将哲は、当社株式の過半数を有しており支配株主に該当いたします。支配株主との取引等を行う場合は、一般取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、支配株主以外の株主の利益が害されないよう考慮することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠田信幸	他の会社の出身者											

※	会社との関係についての選択項目
※	本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※	近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a	上場会社又はその子会社の業務執行者
b	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c	上場会社の兄弟会社の業務執行者
d	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g	上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h	上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k	その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
篠田信幸	○	—	長年に亘る管理部門の経験を豊富に有しており、主に人事・経理・財務・経営企画について事業の成長と業績向上に向けた事業戦略を担当していたことから、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。社外取締役篠田信幸氏は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たしております。また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行い、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

また、内部監査につきましては、社長直轄組織である内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査室は、年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告するとともに、内部監査の状況や検出された問題点を監査役にも報告しており、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河野直輝	他の会社の出身者													
小幡朋弘	弁護士													
鎌田啓志	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
河野直輝	○	—	長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、当社の監査業務をより充実させることができると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、過去にも現在においても、当社及び当社子会社と取引関係もなく、業務執行に携わったこともありません。よって、独立性を有していると判断しております。
小幡朋弘	○	—	企業法務専門家(弁護士)実務を通じて、経営に関する十分な知識と経験を有していることから、経営に関する高い見識を当社の監査に反映できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、過去にも現在においても、当社及び当社子会社と取引関係もなく、業務執行に携わったこともありません。よって、独立性を有していると判断しております。
鎌田啓志	○	—	長年に亘る中小企業診断士としての豊富な業務経験と経営全般及び管理・運營業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識を当社の監査に反映できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、過去にも現在においても、当社及び当社子会社と取引関係もなく、業務執行に携わったこともありません。よって、独立性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社取締役
-----------------	------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有り
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の海自内容

取締役の報酬については、株主総会決議による取締役全員の報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務、責任及び実績に応じて取締役会決議で決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで各部門からの十分な情報収集を行っております。

これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

(a) 取締役会

当社取締役会は、取締役4名により構成され、うち1名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(b) 監査役会

当社監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役会は、定例監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。

監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しており、会計監査人・内部監査部門と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。

なお、定款上において、当社の監査役は5名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

(c) 執行役員会議（経営会議）

執行役員会議（経営会議）は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則週1回開催しております。執行役員会議（経営会議）メンバーは、代表取締役社長、取締役、執行役員、監査役及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。

(d) 内部監査

当社は独立した内部監査室を設け、代表取締役の命を受けた内部監査担当者1名が、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(e) リスク管理体制

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。また、危機リスク管理において、外部へ影響のある、かつ重大に危機が発覚した場合は、執行役員を委員とする危機管理委員会を設置し、その危機についての調査、事実確認、対外的な対応を行い、再発防止に努めるものとしております。

(f) 会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社としております。また、社外取締役1名、社外監査役3名を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督を担保しております。さらに、代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、監査役との連携を密にすることで、内部牽制機能の向上に努めております。上記の体制によりガバナンスが十分に機能すると判断し、採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の正確性にも配慮しながら、可能な限り早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であることから、集中日に関する懸念は少ないものと認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。
その他	招集通知及び決議通知をホームページに掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャポリシーの作成・公表	当社ホームページで公表する予定であります。	無し
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明する方針であります。	有り
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト・機関投資家に向けての説明会を実施し、当社の経営方針、決算状況、業績の見通し等の説明を行う予定であります。	有り
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家が増加した場合には開催を検討する予定としております。	未定
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、会社説明資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動は経営管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「倫理規程」を定め、社会、取引先、株主その他ステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供することで、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家のみなさまに、「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでまいります。また、ステークホルダーの利益を尊重するとともに、すべてのステークホルダーに対して法令を遵守したうえでの公平かつ適時適切な情報開示を行うこととし、経営の透明性の実現に努めてまいります。
その他	(女性の活躍の方針・取組みについて) 当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格などあらゆる場面において、性別に区別なくそれぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に関しては、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で定め、その整備を行っております。同方針において、取締役の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、執行役員会議においてコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
4. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部情報管理規程に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
2. 執行役員会議で事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
3. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
2. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
3. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
2. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、社長室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
3. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
2. 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

g. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より監査役を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
2. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査役に報告する。
3. 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
4. 社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
2. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
3. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
4. 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、執行役員会議（経営会議）において、財務報告の適正を確保をするため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

k. 反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ② 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ① 反社会的勢力の排除を推進するため経営管理本部を統括管理部署とし、また、各オフィス（札幌、東京、大阪、名古屋、仙台）に不当要求対応の責任者を設置する。
 - ② 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ③ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ④ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ⑤ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の特別関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等）を断固たる姿勢で排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を下記のとおり定め、これを遵守しております。

（基本方針）

当社は、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

- ① 反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践することは、健全な市民社会の形成に寄与するとともに、企業価値の向上につながる。企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係根絶のため、経営トップはいわゆる総会屋などの反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除する決意を社内外に明らかにすると同時に、反社会的勢力による組織暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本として、自ら、組織的対応を可能とする体制を確立する。
- ② 反社会的勢力との関係断絶を維持するために必要な内外の関連情報を一元的に管理するとともに、常に外部専門機関と連携し、問題解決のための指導・支援を行う組織を用意し、人材の育成に努める。
- ③ 常に危機管理意識を維持し、反社会的勢力に付け入る隙を与えないよう、反社会的勢力からのアプローチに対応する社内規則や業務マニュアルを策定し、教育・研修に努める。また、組織的対応の実効性を確認するために、業務監査を強化する。

- 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力との取引・契約は行いません。
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応いたします。
- 当社は、反社会的勢力による不当請求には、一切応じず、毅然として法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
- 当社は、いかなる理由があっても反社会的勢力への利益供与や裏取引は絶対に行いません。

当社の反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。

なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、上記の基本方針に基づき、具体的な対応指針を制定し、対応指針に基づき反社会的勢力との取引を排除するための体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

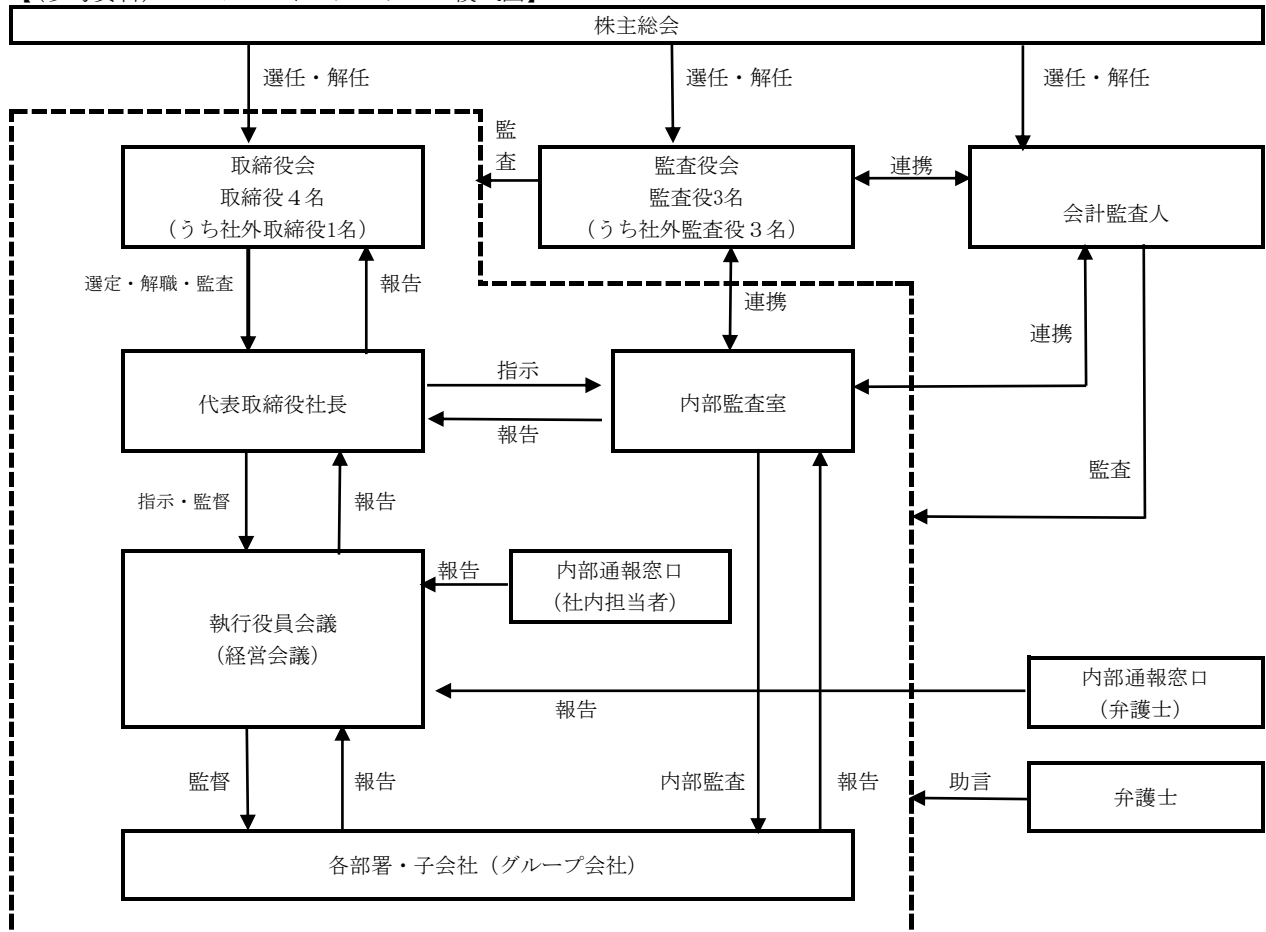
当社は、現在のところ買収防衛策の導入はしておらず、また導入計画はありませんが、今後導入を検討する可能性があります。その必要が生じた際には、顧問弁護士等も交えて慎重に検討致します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項	なし
-------------------------	----

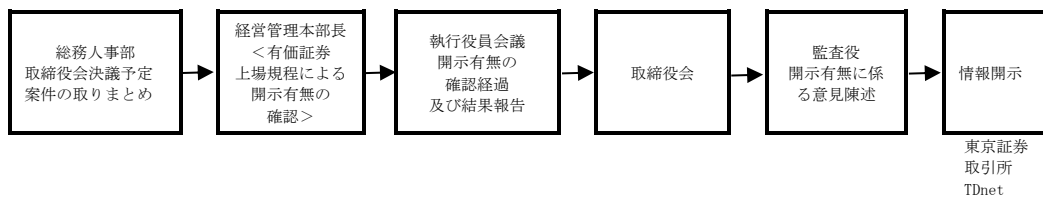
(1) コーポレート・ガバナンス体制について
 模式図（参考資料）をご参照ください。
 (2) 適時開示体制について
 当社は、経営管理本部長を適時開示の責任者としております。
 当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を順守し、適時・適切な企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。
 収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

【(参考資料) コーポレート・ガバナンス模式図】



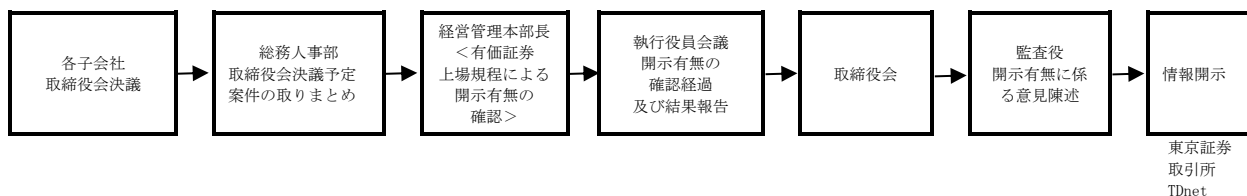
【(参考資料) 適時開示体制統制図】

(a) 当社に係る決定事項・決算に関する情報等



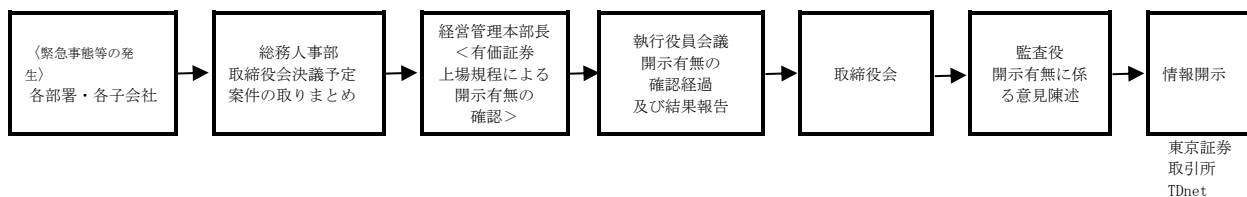
(開示後、当社ホームページの I R サイトにも速やかに公開)

(b) 子会社の決定事実に関する情報



(開示後、当社ホームページの I R サイトにも速やかに公開)

(c) 当社グループに係る発生事実に関する情報



(開示後、当社ホームページの I R サイトにも速やかに公開)

以上